岩手県告示第150号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊 危険区域を指定する。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 神明前

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大 字	字	地 番	標柱番号
陸前高田市		神明前	55番 1	標柱1号及び2号
				標柱7号から10号まで
			70番1	標柱3号
			78番 1	標柱4号及び5号
			80番	標柱 6 号